

岩手県告示第 63 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さとう 歯科医院	盛岡市黒石野一丁目 10 番 3 号	平成 19 年 1 月 7 日
岩渕歯科医院	盛岡市天神町 9 番 15 号	平成 19 年 1 月 24 日